

が登録した場合でも、当該市町村の定めがない限り、引き続きその条例を適用することが出来ます。

#### （暫定登録文化財：府）

平成 29 年には、将来、国や府の指定等文化財となる可能性がある未指定文化財を滅失、き損等から早期に保護するため、京都府では、条例を一部改正し、暫定登録文化財の制度を創設して、文化財の保護の範囲を拡大することとしました。この制度は現在も京都府独自の制度となっています。

#### （未指定文化財）

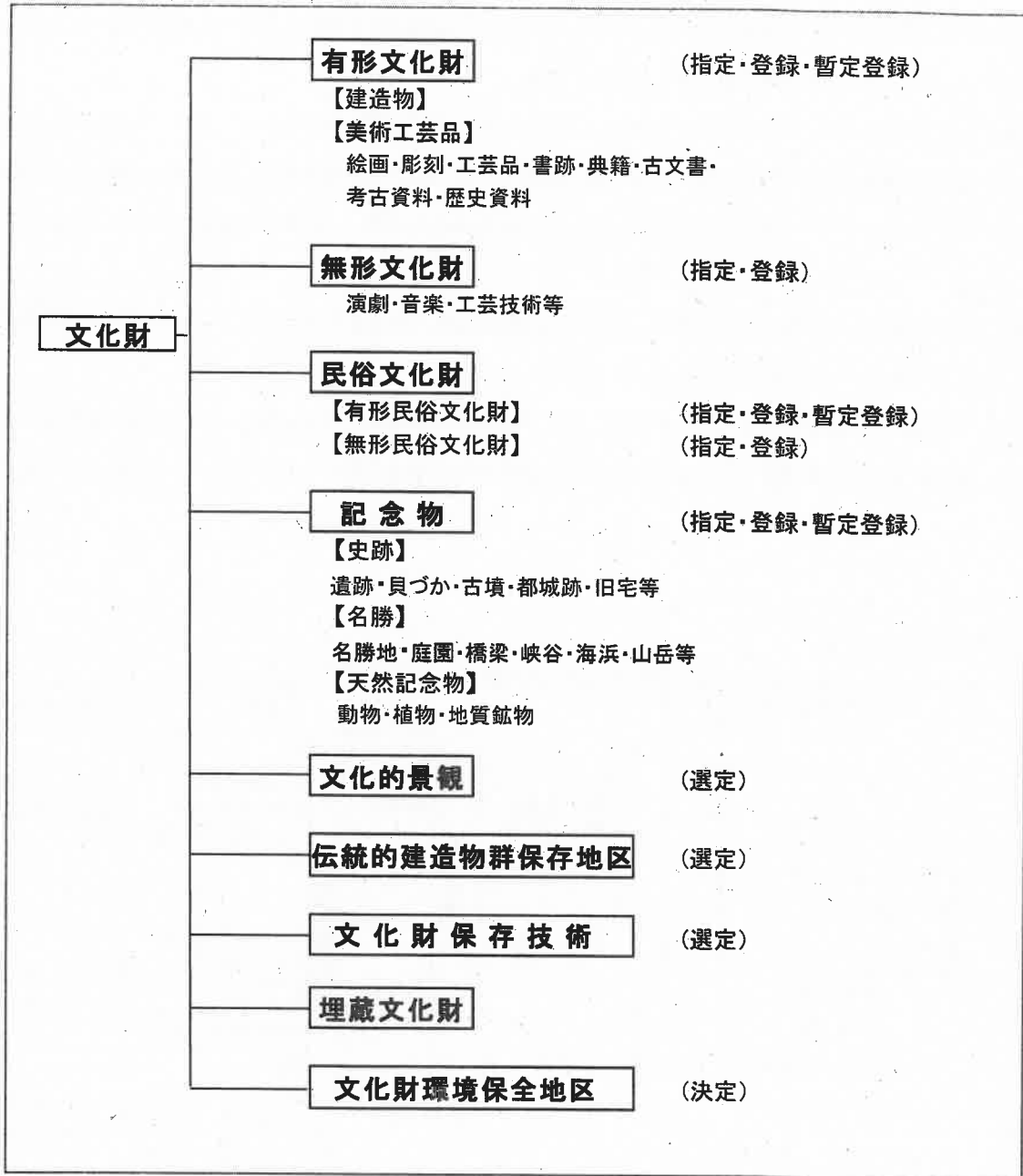
国の指針では、対象とする「文化財」を法で規定しているものに加え、指定・登録・暫定登録文化財以外の「何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる。」とされ、さらに、「生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に扱う視点も有効である」とあります。

京都府では、昭和 37 年から、国の指定文化財、府の指定・登録・暫定登録文化財ではないものの、文化資料として価値の高いものを保全するために、その修理費の一部を補助してきました。

具体的には、建造物や美術工芸品の修理、民俗資料の保全、防火・防犯設備の整備、保存施設の修理、収蔵庫の設置などを対象とし、府内における有形、無形のさまざまな文化財の保護に寄与するとともに、府内における未だ価値が定まっていない未指定文化財の保全に重要な役割を果たしています。

本大綱では、京都府が従来から行ってきたとおり、未指定文化財も対象としています。

# 京都府における文化財の体系図



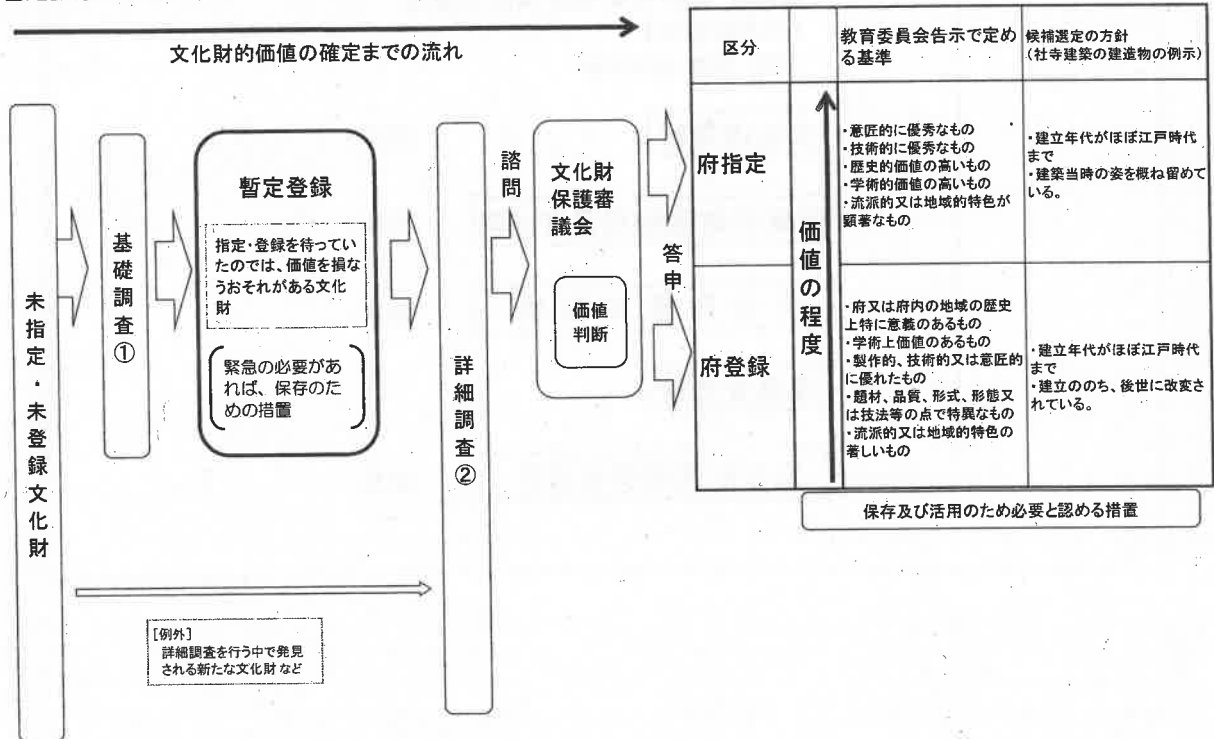
\*有形文化財（国宝・重要文化財、登録有形文化財）、無形文化財（重要無形文化財）、民俗文化財（重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財）、記念物（史跡・名勝・天然記念物）、文化的景観（重要文化的景観）、伝統的建造物群保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）、文化財保存技術（選定文化財保存技術）、埋蔵文化財は法による。文化財環境保全地区は、条例による。

\*京都府は条例により、有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物を指定・登録・暫定登録、無形文化財を指定・登録、文化的景観、文化財保存技術を選定することができる。また、指定又は登録された有形文化財又は記念物について、その保存のため必要があると認めるときは、「文化財環境保全地区」を決定している。

\*無形文化財を指定をするに当たっては、保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるもの。）を認定している。

\*文化財保存技術を選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるもの。）を認定している。

暫定登録文化財の制度



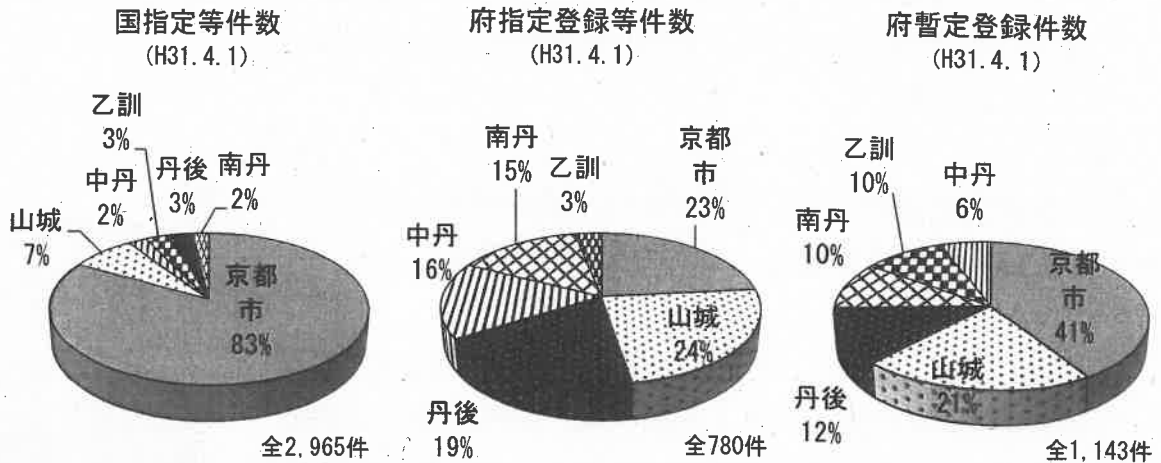
- ① 名称、所在地、所有者及び管理者、構造及び形式、年代、付近見取り図等、比較的簡易な調査  
 ② 基礎調査内容の状況確認、歴史的調査、実測、配置図、平面図作成、価値評価、写真撮影等

### (3) 各地域における文化財の分布

#### (国・府指定等文化財)

地域ごとの国宝・重要文化財等の国指定文化財等の所在、所有状況をみると、京都市域が全体の8割以上を占め、続いて山城地域となります。

京都府指定・登録文化財等では、山城地域と京都市が全体の2割を超えつつも、地域的な偏りが少ない状況です。暫定登録文化財は、制度を設けて以降の年数が浅く、基礎的な調査が府内全域に及んでいない面もあるため、地域的な偏りがあ

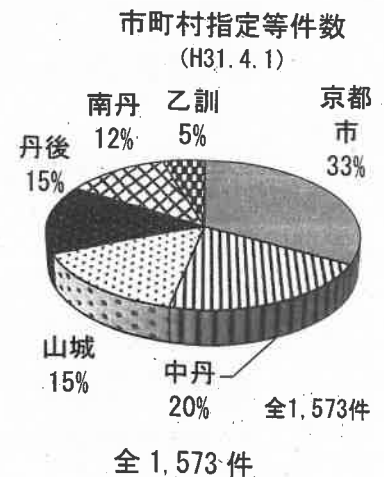


ります。現状は、京都市域に次いで、山城地域が多数を占め、丹後地域、南丹地域がこれに続きます。

#### (市町村指定等文化財)

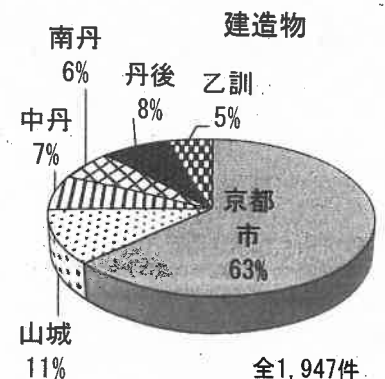
府内市町村においては、昭和38年の福知山市をはじめとして、すべての市町村で文化財保護条例が制定されています。

26市町村で総計1,500件以上の指定・登録が行われており、京都市が500件を超えているほか、福知山市、舞鶴市、京丹後市が100件を超える指定を行っています。さらに、南丹市、宮津市がこれに続きます。地域ごとにみると右図のような状況です(別添資料8参照)



#### (建造物、美術工芸品、無形民俗文化財、記念物分野の文化財の分布)

国、府、市町村の指定等文化財について各分野の中でも件数の多い建造物、美術工芸品、無形民俗文化財、史



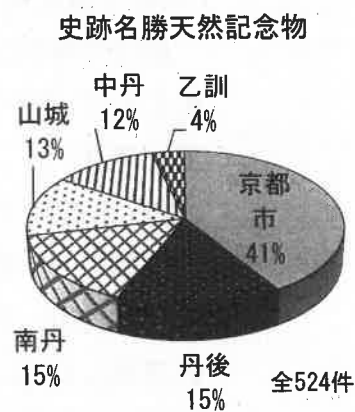
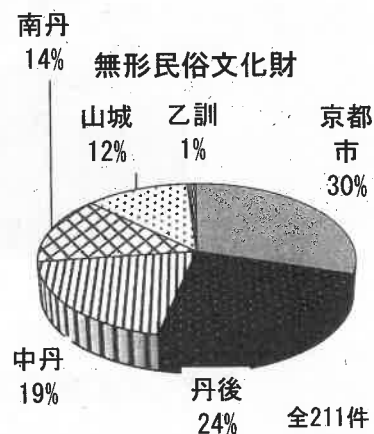
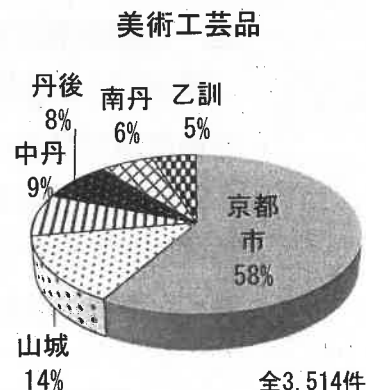
跡名勝天然記念物の地域ごとの分布を比較すると、建造物（1,947件）と美術工芸品（3,514件）は、京都市域の割合が多いことが確認できます。しかし、無形民俗文化財と史跡名勝天然記念物は分布の傾向が異なります。

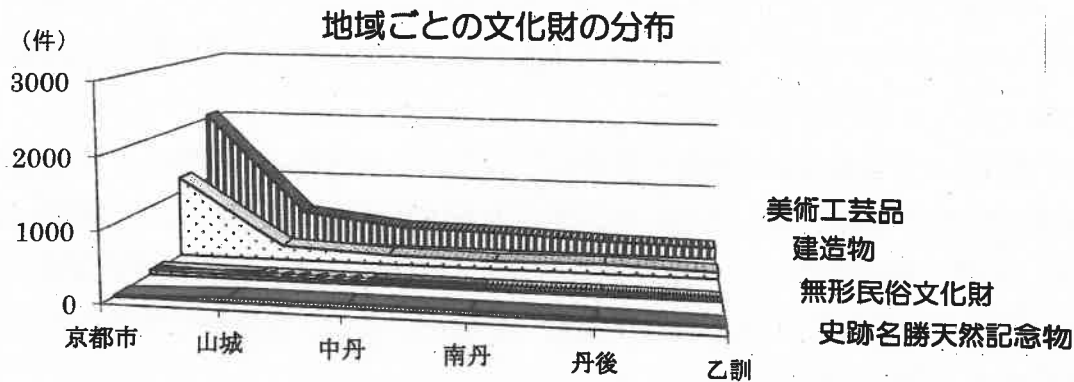
建造物は、京都市内の件数が全体の6割を越えますが、それ以外の地域はそれほど大きな差はありません。なお、伊根町、与謝野町、南丹市、京都市には、重要伝統的建造物群保存地区が存在し、面的に保護が図られているところがあります。

美術工芸品は、京都市域で所在・管理されているものが全体の6割弱を占め、山城地域が続きます。

無形民俗文化財は、美術工芸品や建造物と異なり、京都市域は全体の3割弱です。丹後地域、中丹地域が2割前後を占め、これに南丹地域が続くなど、府北部で5割以上を占めます。京都府内では、全体的に北部にいくほど、地域の民俗行事や民俗芸能など、地域的価値の高い伝統的な行事が数多く残されていると考えられます。

史跡名勝天然記念物は、京都市域の比率は下がり全体の4割程度となり、次いで、丹後地域、南丹地域と続きます。なお、宮津市の特別名勝天橋立や木津川市の特別名勝及び史跡浄瑠璃寺庭園など、特に重要なものが特別史跡、特別名勝として指定されていますが、特別名勝14件のうち12件が京都市域に所在し、そのほとんどが庭園であることが特色です。





### 3 府内各地域の文化財の特色

#### <丹後地域>

旧丹後国の地域では、縄文時代から弥生時代の交易を物語る遺跡・遺物や巨大古墳、江戸時代から明治時代にかけての廻船・北前船の活動などが見られます。古代以来の時に外国をも含む日本海沿岸地域との活発な地域交流、強い北風と雪を伴う冬の気候や、豊富な海産物、縮緬産業の発達などは、人々の生活や文化の形成に大きく影響してきました。

縄文時代から弥生時代の集落跡には、縄文時代の平遺跡や浜詰遺跡（京丹後市）をはじめ、外洋舟として用いられた可能性のある丸木舟が出土した浦入遺跡（舞鶴市）など、海浜部に所在する遺跡が多くあります。弥生時代には内陸部にも集落が広がり、弥生時代前期から後期の長期にわたって集落が営まれていた途中ヶ丘遺跡や大規模な玉作りが行われていた奈具岡遺跡（京丹後市）などが確認されています。

また、大風呂南墳墓（与謝野町）のガラス釧（重要文化財）、大田南5号墳（京丹後市）出土の青龍三年銘鏡（重要文化財）など、弥生時代後期の墳墓や古墳時代初頭の高墳からは、海上交通を背景とした、豊かな出土品が認められます。

古墳時代前期から中期には、各地との交易により勢力を誇った有力者の足跡を示す神明山古墳、網野銚子山古墳（いずれも京丹後市、国史跡）、蛭子山古墳（与謝野町、国史跡）などの巨大な前方後円墳も築造されました。

天橋立（宮津市、特別名勝）は、細長く続く砂嘴という特異で、「白砂青松」という神聖な景観から、古代から信仰の対象となるとともに、名勝地、観光地として多くの人たちが行き交い、絵画や文学などの題材としても扱われてきました。これを望む位置には、丹後国分寺跡・成相寺旧境内（宮津市、国史跡）などが立

地し、その東西の付け根付近には、丹後一宮の籠神社や智恩寺(いずれも宮津市)が所在しています。また、宮津や田辺(西舞鶴)には、江戸時代には藩庁が置かれ、城下町としても栄えました。

このほか、伊根浦の漁村風景(伊根町)やちりめん街道(与謝野町)の重要伝統的建造物保存地区、商家や寄港地の町並みを残す宮津天橋立の文化的景観(宮津市)、近代に軍港を中心とした新たな都市として建設され、赤れんが倉庫群(舞鶴市、重要文化財)に代表される東舞鶴(舞鶴市)など、全国的に失われつつある景観を多く残しています。

## <丹波地域>

### 北丹波

旧丹波国北部の何鹿郡、天田郡にまたがる地域で、南北を貫くように一級河川の由良川が流れています。由良川流域の盆地や海岸沿いには多くの古墳や集落遺跡が見つかっています。

川沿いには綾部、福知山、河守などの町が形成され、それぞれは水運や街道によって結ばれ、由良川が交通の結節点として機能したことがうかがえます。さらに、山がちな地形や雪を伴う気候、山野の豊富な農産物、明治以降の養蚕業の発展などにより、独特の文化が形づくられました。

縄文時代から弥生時代の集落跡は、由良川沿いの自然堤防と呼ばれる微高地に営まれました。興・観音寺遺跡(福知山市)や青野遺跡(綾部市)で、弥生時代の大規模な集落跡が見つかっています。

古墳時代には、府内最大の円墳であるきさいちまるやま私市円山古墳(綾部市、国史跡)や、大型の方墳が二つ並ぶあやめづか菖蒲塚古墳、ひじりづか聖塚古墳(綾部市、国史跡)などがあります。

光明寺二王門(綾部市、国宝)は、丹後、丹波地域における唯一の国宝建造物です。綾部陣屋(綾部市)、福知山城(福知山市)とその城下町など、多様な都市景観を有する地域としても注目されます。

### 南丹波

旧丹波国東部の桑田郡・船井郡を中心とした地域で、桂川水系の河川が東西に流れ、川沿いの平野部と周辺の山間部からなります。亀岡盆地には数多くの古墳が営まれ、丹波国府が置かれるなど、丹波地域の政治・文化の中心地であるとともに、隣接する京都からの影響を色濃く受けながら、成熟した文化が展開しました。

千歳車塚古墳(亀岡市、国史跡)や、亀山城と城下町(亀岡市)、園部城跡(南

丹市)などの遺跡に加え、南丹市美山町の重要伝統的建造物群保存地区である「かやぶきの里」(南丹市)では、多くの茅葺屋根の家が現存し、豊かな農村景観を形成しています。

南丹地域は、山間部に大きく広がった豊かな自然や諸産物に恵まれながら、金剛寺の円山応挙の襖絵(亀岡市、重要文化財)など、都の文化の影響も大きく受けた、特徴ある地域として注目されます。

## <山城地域>

### 乙訓

旧山城国乙訓郡の一部です。縄文時代の伊賀寺遺跡、弥生時代の雲宮遺跡などに加え、乙訓古墳群をはじめとした多数の古墳が存在しています。また山城国府、さらには平安京遷都以前には、長岡京が置かれ、後世の文化に大きな影響を与えました。また、勝龍寺城が置かれるなど、京都との強い関わりのもと多様な文化が花開きました。

文化財としては、乙訓古墳群(京都市、向日市、長岡京市、大山崎町)、長岡宮跡(向日市)などの国指定史跡や、向日神社本殿(重要文化財)、宝積寺三重塔(重要文化財、大山崎町)や妙喜庵茶室待庵(大山崎町、国宝)などの、多くの文化財が所在しています。

乙訓では、このような都からの影響を強く受けつつ、西国街道や、桂川と淀川など、人や物が行き交う、交通の要衝として歴史や文化が発展してきました。

### 南山城

旧山城国南部の宇治郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡を中心とした地域です。椿井大塚山古墳(木津川市、国史跡)をはじめとする多数の古墳が存在するほか、奈良時代では恭仁宮跡(山城国分寺跡)(木津川市、国史跡)や、平城京の北に位置し、多数の瓦窯が築かれた奈良山瓦窯跡群(木津川市、国史跡)などがあります。平安時代以降は、都と関わりの深い地域として栄えました。国宝建造物のある石清水八幡宮(八幡市)や平等院(宇治市、国史跡・名勝)など、皇室や公家にゆかりの深い寺社も多いところです。

椿井大塚山古墳・石のカラト古墳(木津川市、国史跡)、宇治古墳群(宇治市、国史跡)、大住車塚古墳(京田辺市、国史跡)、芝ヶ原古墳・久津川古墳群(城陽市、国史跡)などの古墳や、高麗寺跡・神雄寺跡(木津川市、国史跡)、平川廃寺跡・久世廃寺跡(城陽市、国史跡)、大安寺旧境内附石橋瓦窯跡(井手町、国史跡)などの寺院跡、笠置山(笠置町、国史跡・国名勝)、宇治川太閤堤跡(宇



治市、国史跡)、宇治山(宇治市、国名勝)などの史跡や名勝をはじめ、浄瑠璃寺・  
海住山寺(木津川市)に代表される国宝・重要文化財の建造物、美術工芸品な  
ど、多くの文化財が所在しています。

山城地域は、平安京と平城京の中間に位置し、両者から強い影響を受けつつ、  
都市景観である「宇治の文化的景観」(宇治市、国重文景)や木津川を通じた物  
流、すぐれた茶畑景観などがひろがる独特の文化が育まれました。

## 京都市域

旧山城国北部の葛野郡、愛宕郡、紀伊郡を中心とした地域です。平安京が造営  
される以前においても、縄文時代の北白川遺跡群、弥生時代の大藪遺跡、古墳時  
代の蛇塚古墳(国史跡)、天塚古墳(国史跡)、飛鳥時代の北野廃寺、檜原廃寺  
跡(国史跡)、室町時代の常照皇寺境内(府史跡)などに代表される貴重な遺跡、  
古墳、寺院跡が知られており、さまざまな生活、文化の痕跡をみることができま  
す。

平安京遷都(延暦13年=794年)以降、京都は、政治・経済の中心として  
栄えるとともに、都が置かれたことで、天皇や公家を中心とする宮廷文化、多数  
の社寺の集中による宗教文化、町人らを中心とする町人文化が融合した独自の文  
化が生み出されました。なかでも、今に残る大規模な寺院・神社、往時の景観を  
今に引き継ぐ名勝地、さらに社寺境内地につくられた庭園は、その後続く日本  
の庭園文化の礎となりました。

都として、常に多くの人や物を引きつける文化の中心地であるとともに、戦国  
時代には聚楽第や伏見城が営まれ、南蛮寺が置かれたほか、江戸時代には朝鮮通  
信使や琉球からの使節が立ち寄りました。明治以降は多くの外国人が京都を訪れ、  
また多くの大学や世界的に著名な企業が誕生するなど、日本を代表する国際色豊  
かな文化を形成しています。

さらに、近世から近代にかけては、琵琶湖疏水(国史跡)をはじめ水運の整備  
や、市電の開通など都市としての整備が進み、大規模な建造物、工作物は今に残  
る貴重な歴史の資産となっています。

京都は、古い町並みや寺社などの建造物、古文書や古記録等が多く残っている  
ほか、4箇所の伝統的建造物群保存地区、世界文化遺産「古都京都の文化財」に  
代表される寺社やその庭園などの史跡・名勝も数多く、日本屈指の文化財の集積  
地といえます。

## 第3章 京都府の文化財を取り巻く現状と課題

本章では、府内に所在する文化財を取り巻く現状とその課題について記載します。その詳細は、文化財の分野ごとの現状と課題として後述しており（別添資料2）、以下では、それを今後課題解決に取り組むべき5つの点に総括し、詳述しています。

---

### 1 文化財の指定等による保護と継承

---

#### (1) 文化財の指定等による保護と継承の現状

前章でも述べられたように、府内26市町村では、すべての市町（連合\*）で文化財保護条例が制定され、総計1,500件以上の文化財指定や登録が行われることで、その保護が図られています。市町村ごとの指定等の件数をみた場合、文化財のあり方が多様なため一律に評価することは難しいものの、地域的な偏りが認められます。

市町村においては管内に所在する多様な文化財について、現状を把握するとともに、関係機関や団体とも連携し、積極的かつ継続的な調査や研究を行うことが求められています。また、これらの成果を文化財の指定・登録や情報公開等を通して普及させることも重要です。府内市町村を対象に実施したアンケート等によると、文化財保護行政の多様化などにより、行政による管内の文化財調査が必ずしも十分に実施できていないところがあります。

これまで、市町村では、郷土史会や文化財愛護会など、地域の歴史や文化に詳しい方々との密な連携に努めつつ、管内に所在する多様な文化財の情報を収集し、詳細な調査等が進められてきました。しかし、地元の郷土史家等の高齢化が進み、情報収集がままならなくなるなど、これまで担当者の様々な努力の中で進められてきた文化財に関する情報収集や詳細な調査を行うことが困難な状況になっている現状があります。

こうした市町村における指定件数の現状を踏まえ、地域の文化財の実態の把握を進めるとともに、各市町村で調査を充実させることが求められています。

#### (2) 文化財所有者の負担の増大

文化財所有者や管理者には、文化財指定等により、その維持・管理や修理事業に対して、行政による財政面や技術面での支援が行われることとなります。ただ、日常の使用にあたって様々な規制が生じることにより、文化財の指定による保護について、所有者・管理者の十分な理解が得られない場合もあります。また、近年多発する自然災害をはじめ、盗難や火災などへの備えや専門の業者による修理

事業など、経済的な負担が増大することもあります。所有者・管理者の負担の緩和のための枠組み作りも課題となっています。

---

## 2 文化財の維持管理・保存継承の現状

---

### (1) 人口減少による過疎化・少子高齢化

京都府の人口は、平成 16 (2004) 年の 265 万人をピークに減少を続け、令和元年 (2019) 年 12 月 1 日現在では、約 258 万人です。人口の将来推計は令和 22 (2040) 年で約 224 万人 (国立社会保障・人口問題研究所) であり、現在より約 34 万人減少すると推測されています。

現在、人口が横ばいか増加で推移している地域でも、将来的には人口の減少が見込まれます。また、すでに過疎化が進んでいる山間部や沿岸部などでは、集落の消滅や移転などにより、長期間地域で伝えられてきた祭礼や伝統行事、寺社などの建造物や彫刻、民家や民俗資料、古文書といった有形・無形の文化財はもとより、地域の記憶そのものが失われる危機にあります。

さらに、高齢化とともに深刻化する少子化は、文化財の所有者・管理者、修理技術者、また祭礼や行事などに関わる人々の減少など、将来の文化財の担い手の不足をもたらす可能性があります。

### (2) 地域コミュニティの衰退

過疎化・少子高齢化等による高齢世帯や一人暮らし世帯の増加などは、世帯構成や生活様式の変化をもたらし、地域コミュニティの衰退へと繋がっています。また、府内各地で、獣害による被害や無住の社寺が増加しつつあることなど、これまで地域の核となるとともに、文化財の所有・管理を担ってきた社寺等を維持することが難しくなる状況が生じています。

同時に、伝統的な行祭事等においても、担い手や後継者の不足、その維持・継承のための費用等の負担増大などにより、これを継続することが困難になっています。

このように、過疎化・少子高齢化は、これまで有形・無形の文化財の保護・継承を担ってきた所有者や管理者、行祭事の担い手を主体とする仕組みを継続することを困難なものにしているとともに、その後継者不足を生じさせており、新たな仕組みの構築など、その対応は喫緊の課題です。

資料1

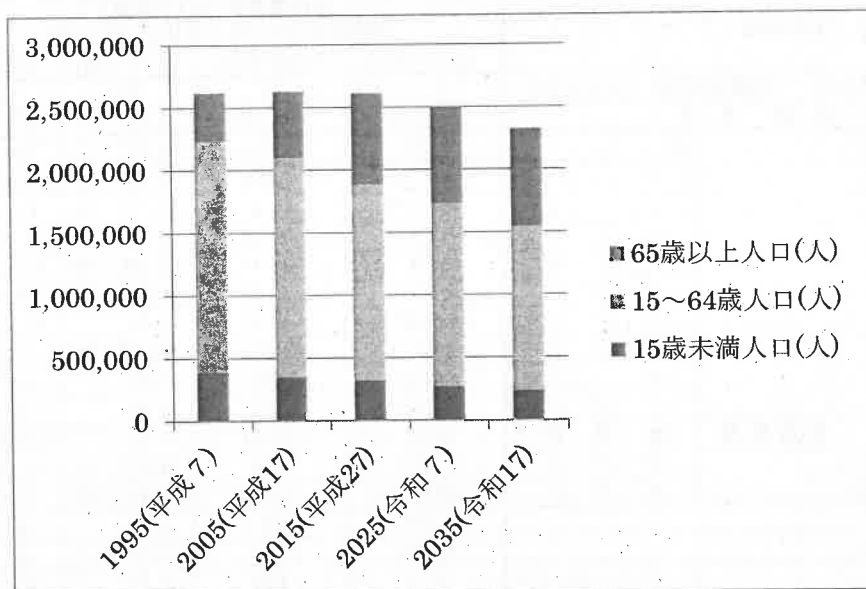
京都府内市町村の過去40年の人口増減率

番号	市町村名		人口増減率(20年間毎)				
			昭和50(1975)年~平成27(2015)年				
	平成27年時(明朝体斜体)	昭和50年時(ゴシック)	1975-1995 人	1995-2015 人	1975-1995 %	1995-2015 %	
	京都府合計		204,736	-19,239	8.4%	-0.7%	
	京都市		計	2,763	6,234	0.2%	0.4%
1		北 区	-11,115	-7,604	-8.0%	-6.0%	
2		上京区	-25,459	1,052	-23.2% ▼	1.3%	
3		左京区	-17,277	-3,764	-9.1%	-2.2%	
4		中京区	-23,511	18,279	-20.5% ▼	20.1% ▲	
5		東山区	-22,303	-9,197	-31.6% ▼	-19.1%	
6		山科区	10,980	-1,633	8.7%	-1.2%	
7		下京区	-29,117	12,006	-29.2% ▼	17.0%	
8		南区	-5,518	1,022	-5.3%	1.0%	
9		右京区	8,178	1,535	4.3%	0.8%	
10	京都市右京区	北桑田郡	京北町	-694	-1,953	-8.9%	-27.6% ▼
11			西京区	62,290	-156	70.1% ▲	-0.1%
12			伏見区	55,615	-5,306	24.1% ▲	-1.9%
13	向日市		7,404	90	16.1%	0.2%	
14	長岡京市		13,140	1,393	20.0% ▲	1.8%	
15	乙訓郡	大山崎町	913	-698	6.1%	-4.4%	
16	宇治市		51,425	-152	38.5% ▲	-0.1%	
17	城陽市		26,475	-8,529	44.9% ▲	-10.0%	
18	八幡市		25,647	-3,115	51.2% ▲	-4.1%	
19	京田辺市		23,018	17,795	76.7% ▲	33.6% ▲	
20		相楽郡	山城町	95	-681	1.0%	-7.4%
21	木津川市		木津町	14,670	21,593	123.4% ▲	81.3% ▲
22			加茂町	7,713	-508	86.1% ▲	-3.0%
23	久世郡		久御山町	6,593	-2,328	57.1% ▲	-12.8%
24	綴喜郡		井手町	326	-1,528	3.6%	-16.2%
25			宇治田原町	2,048	197	29.0% ▲	2.2%
26			笠置町	-408	-855	-15.5%	-38.5% ▼
27	相楽郡		和束町	-323	-1,965	-5.2%	-33.2% ▼
28			精華町	8,797	13,685	63.3% ▲	60.3% ▲
29			南山城村	636	-1,372	18.8%	-34.1% ▼
30	亀岡市		34,214	-2,919	58.8% ▲	-3.2%	
31	南丹市	北桑田郡	美山町	-800	-1,654	-12.7%	-30.2% ▼
32		船井郡	園部町	1,424	515	9.6%	3.2%
33			八木町	-715	-2,290	-6.7%	-23.1% ▼
34			日吉町	-477	-1,267	-7.1%	-20.4% ▼
35	船井郡京丹波町		丹波町	1,385	-1,718	18.2%	-19.1%
36			瑞穂町	-529	-1,414	-8.8%	-25.8% ▼
37			和知町	-1,452	-1,200	-25.2% ▼	-27.8% ▼
38	綾部市		-3,509	-6,160	-8.1%	-15.4%	
39	福知山市		6,758	820	11.3%	1.2%	
40		天田郡	三和町	-622	-1,182	-11.9%	-25.7% ▼
41			夜久野町	-1,081	-1,694	-17.2%	-32.6% ▼
42		加佐郡	大江町	-958	-1,564	-13.8%	-26.1% ▼
43	舞鶴市		-2,996	-10,794	-3.1%	-11.4%	
44	宮津市		-5,257	-6,511	-17.4%	-26.1% ▼	
45		中 郡	峰山町	-1,040	-1,998	-6.9%	-14.2%
46			大宮町	-226	-294	-2.1%	-2.8%
47	京丹後市	竹野郡	網野町	-2,522	-3,765	-13.1%	-22.6% ▼
48			丹後町	-1,738	-2,291	-18.6%	-30.1% ▼
49			弥栄町	-576	-1,067	-8.6%	-17.4%
50		熊野郡	久美浜町	-1,184	-2,739	-8.8%	-22.2% ▼
51	与謝郡		伊根町	-922	-1,251	-21.5% ▼	-37.2% ▼
52		与謝郡	加悦町	-1,132	-1,607	-12.1%	-19.6%
53	与謝郡与謝野町		岩瀬町	-501	-1,094	-6.8%	-16.1%
54			野田川町	-1,046	-1,404	-8.7%	-12.8%

資料:総務省統計局(国勢調査報告)  
明朝体斜体 平成27年時点の市町村名  
ゴシック体太字 昭和50年時点の市町村名

▲	20%以上増加
▼	20%以上減少

## 資料2 京都府の人口の推移



内閣府 地方創生推進室 RESAS（地域経済分析システム）データより作成  
令和7年および令和17年の数値は推定

### (3) 地域における文化財の保存

地域コミュニティが衰退すると、自分たちが育った土地や生活している地域についての関心が薄れていきます。とりわけ、地域に所在する有形・無形の文化財に接する機会が少なくなります。

しかし、文化財は、人々にとって、自らのアイデンティティを確立するためにとても重要な役割を果たしています。特に次代を担う子どもたちが、豊かなところを育むうえで、生まれ育った地域の自然や景観、さらにはその中に所在する有形・無形の文化財を身近なものとしてとらえることはとても大切です。

このように、府内の多くの人たちが、自分たちの周囲にある文化財を知り、理解を深め、その保護に取り組むことはとても重要です。価値の理解が不十分であることは、文化財の廃棄やき損へとつながる恐れもあることから、地域に残る様々な文化財を広く普及啓発し、その価値を多くの人たちが共有する仕組みづくりも喫緊の課題です。

---

## 3 文化財保護を支える技術の継承

### (価値観の多様化による伝統的な産業の衰退)

前項で述べた世帯構成や生活様式の変化に加えて、社会情勢の変化による価値観の多様化は、これまで世代間で伝えられてきた生活文化や地域の伝統文化への

関心が薄まることに繋がっています。

こうした変化は、衣食住に関わる産業構造のあり方にも大きな影響を与えています。関心が薄れ、需要が減少した伝統的な産業の衰退は、材料の調達などに携わる職人の生計の維持も難しくしています。

また、現在も事業を継続している限られた業種においても、後継者不足により技術の継承が困難になっています。

このことは、文化財の維持・管理や修理などに関わる技術をはじめ、資材などの供給を支えてきた業種も例外ではありません。文化財の保護と継承のためには、その文化財を適切に取り扱い、修理や維持管理を行うことが不可欠です。そのため、伝統的な技術に加えて学術的根拠に基づく高度な技術者の確保が必要です。

このように、文化財保護を支えてきた産業もまた、危機的な状況を迎えています。

---

## 4 文化財の活用資源としての期待の高まりと不安

---

### (1) 文化財の活用資源としての期待

文化財の保存と活用は、これまで文化財保護の二つの柱として法に記されており（法第1条）、文化財の活用は様々な観点から行われてきました。文化財の価値や魅力を多くの人々に理解してもらう普及啓発としての活用をはじめ、文化財を地域のシンボルとした「まちづくり」への活用、さらには「地域振興」や「観光施策」のための活用などがその代表的なものです。

中でも近年は、日本文化への世界的な関心の高まりや政府による観光政策の推進などにより、観光需要が大幅に増大し、観光や地域振興という観点での文化財の活用が注目されています。

こうした中、数多くの文化財が所在するところでは、海外からの観光客が急増しており、オーバーツーリズムなどと称される様々な問題も表面化しています。

その対応策の一つとして、観光客の一極集中を解消する目的で、広域的な観光振興が求められ、府内各地に所在する文化財の活用が注目されはじめています。

歴史的な建造物や町並み、伝統的な行催事や祭礼など、地域に古くから伝わる文化財の価値を見直し、複数の文化財をセットにして地域の活性化につなげる事例が増え、地方創生や地域経済の活性化に貢献するという文化財に求められる役割への期待が高まりつつあります。

## (2) 活用促進に関する様々なリスク

府内各地で、多くの人たちが文化財に触れる機会が増すということは、様々なリスクも伴います。近年、社寺建造物への液体散布、落書き、干社札貼り付け行為など、文化財をき損する事案が多発しています。また、隣接府県では美術工芸品等の盗難も生じており、文化財の所有者や管理者にとっては大きな不安材料となっています。防犯設備の設置・更新や地域の方々の協力による防犯パトロールなどの活動も求められています。さらに、活用が優先され文化財の劣化が懸念されるなど、保存と活用の均衡が課題となる事例も生じています。世界文化遺産の構成資産には、その周辺地域に対し一定の規制をかける「バッファゾーン」という考え方があり、そこでの開発行為への対応も課題となっています。

今後は、様々な目的で文化財の活用施策が推し進められることが予想されますが、同時に、防犯対策や文化財の保存と活用の均衡のとれた施策が求められることとなります。

---

## 5 近年の文化財の防火・防災意識の高まり

---

近年は、全国で地震が多発するとともに、温暖化の影響といわれる集中豪雨や大型台風が毎年のように日本各地にさまざまな被害をもたらすようになってきました。

平成16年には台風23号が京都府北部を中心に甚大な災害をもたらしました。また、平成30年には、6月から9月までの間に大阪府北部地震、西日本豪雨、台風12号、20号、21号、24号などが、京都府の文化財に大きな被害を与えました。

一方、文化財は可燃性の高い木や紙を素材とするものが多く、火災により、一度滅失、き損すれば再び回復することが不可能です。そのため、防火対策は大きな課題です。平成31年4月、パリのノートルダム大聖堂において火災が発生し、大きな被害をもたらしたことを受け、文化庁長官により文化財所有者等に対して、文化財における防火対策の重要性にかかる注意喚起が行われ、国宝・重要文化財等の維持管理状況等の調査、点検が行われました。

また、令和元年10月31日には、世界文化遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成要素である史跡首里城において復元建物である正殿をはじめとする主要建物が焼失しました。文化庁は都道府県を通じ、世界文化遺産の構成資産である歴史的建造物などについて緊急の防火対策等の調査を実施したところです。

加えて、外来生物のアライグマやハクビシンなどによる文化財建造物被害が数多く報告されるようになってきています。近年はこれら以外にもシカ、サル、イノシ